

田村市協働のまちづくり支援事業
＜事業チェックシート＞

事業名 _____

団体名 _____

1. 提案主体の要件	○/×	メモ
第2条 まちづくり事業の提案ができる団体等は、本市内に事務所及び活動場所を有する団体(NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、行政区等)で次の要件を満たすものとする。		
(1) 営利、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。		
(2) 5人以上の会員で組織していること。		
(3) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること。		
(4) 予算・決算を適正に行っていること。		
(5) 継続して活動していること。(申請事業を実施するために設立した組織は対象外)		
(6) 事業の連絡責任者が特定され、事業の成果報告ができること。(実績報告の提出義務あり)		
(7) 事業実施に当たり補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了すること。		

2. 対象提案事業	○/×	メモ
第3条 対象となるまちづくり事業は、次の要件を備えるものでなければならない。		
(1) 地域の課題に対する解決を目指すものであること。		
(2) 提案団体が主体的に実施できること。(経費の太宗が委託費でないこと)		
(3) 施設等の建設・改築や整備を目的としたものでないこと。		
(4) 政策の提案・立案に関するもの(政策立案のための調査・研究など)でないこと。		
(5) 学術的な研究事業でないこと。		
(6) 実施を伴わない調査等でないこと。		
(7) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業でないこと。(1回限りのイベントは不可)		
(8) 国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けていないこと。		
(9) 既に実施されている事業でないこと。(既存事業ではなく、新たなまちづくりの取り組みであること)		
(10) 市が実施中又は実施を予定している事業でないこと。		
(11) 他の制度により市が補助の対象としていないこと。		
(12) 結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場創出事業の場合、参加者は20歳以上であること、総参加者がおおむね20人以上であり、市内に在住又は勤務する者が半数以上であること及び参加者の男女比率は男女のいずれかが30%以上であること。		

3. 対象となる経費	○/×	メモ
(1) 報償費：講師やアドバイザーへの謝礼金		
(2) 消耗品費：会議資料などの用紙、事業に必要な材料費		
(3) 印刷製本費：事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代		
(4) 役務費：事業に関する郵送料、事業開催に係る損害保険料		
(5) 委託料：会場設営費等専門的な知識や技術に対し委託した費用		
(6) 使用料・賃借料：会場使用料、機材レンタル料		
(7) その他諸経費：事業実施に不可欠なもの		
※申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。		
※領収書がなく使途が不明な経費は対象外とします。 (交付決定日以降の支出のみが対象となります。) (事業完了後に事業全体の経費に関する領収書の提出が必要です。)		
※団体の管理運営費(事務所の賃借料や光熱水費等)は対象外となります。		
※団体構成員のみで行う打合せ、研修、交流会等に係る経費は対象外とします。		
※食糧費、単価が高額な物品の購入は対象外となります。 (物品については1万円以下の最小限の消耗品は対象とします。)		
※本事業はソフト支援事業であることから、施設整備費等は補助対象外とします。 但し、当該事業を遂行するにあたり、真に必要な施設整備等は補助対象事業額の50%以下を限度に対象とします。		
※団体及び個人の資産形成となり得る経費は対象外とします。		